



まちの出来事

from.
photoclip

2月 | FEBRUARY



1 ~ **2** 町民スキー場「びゅう」ではぼろスノーフェスティバルが開催されました。今年追加されたスノーフラッグ大会では、子どもたちが山の中腹に設置されたフラッグを目指し、きつい傾斜を元気よく駆け上りました。また、同日開催の2026 3rd HABOROびゅうCUPでは、町内外から参加した約20人の選手たちがゲレンデに作られたジャンプ台で技を披露し、会場を盛り上げていました。(2/1)

3 町内で働く技能実習生と町民がミニバレーで交流するイベントが総合体育館で行われました。10チームで熱戦が繰り広げられ、参加者は、1点でも多く取ろうと全員がコートを必死に駆け回りました。(2/15)

4 道北土木株式会社が地域貢献事業として、南町グラウンドの雪割り作業を実施しました。(2/25)

まちの出来事は町ホームページの「フォトクリップ」コーナーや町公式Instagramでもご紹介しています。

町ホームページ
フォトクリップ



町公式
Instagram



まちの法律 ひまわり便り

「生成AIを使うまでに知っておきたいこと」

最近、文章や画像を自動で作ってくれる「生成AI」を日常的に使う方も増えてきました。

手軽に使える生成AIですが、入力する文章は、あなた自身の情報そのものです。個人情報保護法は、個人情報は人格と結びついた大切なものにとらえ、誰にどこまで知られるかを自分でコントロールする考え方を前提にしています。個人情報保護委員会も、本名や住所、病歴などを生成AIに入力すると、その情報がAIの学習に使われ、不正確な形で他人に知られてしまうおそれがあると注意喚起しています。

また、著作権法の観点からは、文化庁は、生成AIの学習自体は一定の条件で認めつつも、既存の小説やイラストに酷似した生成物の公表は著作権侵害になり得ると整理しています。

AIは法律上あくまで高度な道具であり、使い方の責任は人や企業が負うと整理されています。「誰に見られてもよい情報だけを入れる」「他人の著作物は打ち込まない」という線引きが重要です。

留萌ひまわり基金法律事務所
弁護士 海北健太 ☎ 0164-42-3341